少子化対策

概　要

子育て支援対策の経緯

1990（平成 2 年）　〈1.57 ショック〉 ＝少子化の傾向が注目を集める

1994（平成 6 年）12 月
- 4 大臣（文・厚・労・建）合意　エンゼルプラン
- ＋
- 3 大臣（大・厚・自）合意　緊急保育対策5か年事業（1995（平成 7）年度～1999（平成 11）年度）

1999（平成 11 年）12 月
- 新エンゼルプラン　6 大臣（大・文・厚・労・建・自）合意（2000（平成 12）年度～04（平成 16）年度）

2001（平成 13 年）7 月
- 平 13.7.6 閣議決定　仕事と子育ての両立支援等の方針（待機児童ゼロ作戦等）
- 厚生労働省まとめ　少子化対策プラスワン（2002（平成 14 年） 9 月）

2003（平成 15 年）7 月
- 平 15.9.1 施行　少子化社会対策基本法
- 平 15.7.16 から段階施行　次世代育成支援対策推進法

2004（平成 16 年）6 月
- 平 16.6.4 閣議決定　少子化社会対策大綱

2004（平成 16 年）12 月
- 平 16.12.24 少子化社会対策会議決定　子ども・子育て応援プラン（2005（平成17）年度～09（平成21）年度）
- 地方公共団体、企業等における行動計画の策定・実施（2005（平成 17 年）4月～）

2007（平成 19 年）12 月
- 平 19.12.27 少子化社会対策会議決定　「子どもと家族を応援する日本」重点戦略
- 平 19.12 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議決定　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章　仕事と生活の調和推進のための行動指針

2008（平成 20 年）11 月
- 平 20.11. 4最終報告　社会保障国民会議

2010（平成 22 年）1 月
- 平 22.1.29 閣議決定　子ども・子育てビジョン（2010（平成22）年度～14（平成26）年度）
- 地方の後期行動計画（2010（平成22年）4月～）

2010（平成 22 年）6 月
- 平 22.6.29 少子化社会対策会議決定　子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

「子ども・子育てビジョン」

基本理念の転換 （子どもと子育てを応援する社会）	家族や親が子育てを担う ≪ 個人に過重な負担 ≫ ➡ 社会全体で子育てを支える ≪ 個人の希望の実現 ≫ ○子どもが主人公（チルドレン・ファースト） ○「少子化対策」から「子ども・子育て支援」へ ○生活と仕事と子育ての調和（M字カーブを台形型へ）
バランスのとれた 総合的な子育て支援	≪子育て家庭等への支援≫ ・子ども手当の創設 ・高校の実質無償化 ・児童扶養手当を父子家庭にも支給 ・生活保護の母子加算 ⟷ ≪保育サービス等の基盤整備≫ ・待機児童の解消に向けた保育や放課後対策の充実 ・幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一体的な制度の構築に向けた検討
待機児童の解消等に 向けた明確な数値目標 （５年後の姿）	○潜在的な保育ニーズに対応した保育サービスの拡充 ＜保育サービスを受けている子どもの割合＞ 〔現状〕 3歳未満児の **4人に1人**（24%）（3歳未満児： 75万人／全体 ：215万人） ➡ ※ 年5万人の増 〔H26〕 3歳未満児の **3人に1人**（35%）（3歳未満児：102万人／全体 ： 241万人） ○放課後児童クラブの充実（主に小学校1～3年） 〔現状〕 **5人に1人**（81万人） ➡ 〔H26〕 **3人に1人**（111万人）
「企業の取組」を促進	○次世代認定マーク（くるみん）の取得促進（652企業 ⇒ 2,000企業） ○入札手続き等における対応の検討（企業努力の反映などインセンティブ付与）
「地域の子育て力」を重視	○すべての中学校区に地域子育て支援拠点を整備（7,100か所 ⇒ 10,000か所） ○商店街の空き店舗や学校の余裕教室・幼稚園の活用
「男性の育児参加」を重視	○男性の育児休業取得を促進 〔現状〕 男性育児休業取得率 **1.23%** ➡ 〔H29〕 **10%** ＊参考指標 ○男性の育児参加を促進 〔現状〕 6歳未満の子どもをもつ男性の育児・家事時間 **1日60分** ➡ 〔H29〕 **1日 2時間30分** ＊参考指標

地域行動計画による子育て支援関係事業の取組状況

事業名	16年度実績	20年度実績	21年度実績 （交付決定ベース）	子ども・子育て 応援プラン目標値
通常保育事業 （保育所定員数）	205万人 （平成17年4月1日現在）	213万人 （平成21年4月1日現在）	214万人 （平成22年2月1日現在）	215万人
放課後児童クラブ	14,457か所 （平成16年5月1日現在）	17,583か所 （平成20年5月1日現在）	18,479か所 （平成21年5月1日現在）	17,500か所
地域における子育て拠点の整備 ・つどいの広場 ・地域子育て支援センター	2,940か所 154か所 2,786か所	4,851か所 1,233か所（ひろば型） 3,463か所（センター型） 155か所（児童館型）	5,199か所 1,527か所（ひろば型） 3,477か所（センター型） 195か所（児童館型）	6,000か所 1,600か所 4,400か所
ファミリーサポートセンター	344か所	565か所	599か所	710か所
一時保育・特定保育事業	5,534か所	8,708か所	7,729か所	9,500か所
ショートステイ事業	364か所	592か所	637か所	870か所
トワイライトステイ事業	134か所	311か所	330か所	560か所
病児・病後児保育事業	496か所	860か所	869か所	1,500か所
延長保育事業	11,755か所	15,533か所	15,533か所 （20年度実績）	16,200か所
休日保育事業	607か所	927か所	978か所	2,200か所
夜間保育事業	64か所 （平成17年4月1日現在）	77か所	77か所	140か所

仕事と家庭の両立支援対策の概要

育児・介護休業法等の施行

妊娠・出産後の母性保護、母性健康管理

- 産前産後休業（産前6週、産後8週）
- 軽易な業務への転換、時間外労働・深夜業の制限
- 医師の指導等に基づき、通勤緩和、休憩、休業等の措置を事業主に義務づけ
- 妊娠・出産を理由とする解雇の禁止 等

仕事と家庭を両立しやすい諸制度の整備

- 子が満1歳（両親ともに育児休業を取得した場合、1歳2か月※）まで（保育所に入所できない場合等は最大1歳半まで）の育児休業等の権利を保障
- 子が3歳に達するまでの短時間勤務制度、所定外労働の免除を事業主に義務づけ※
- 育児休業を取得したこと等を理由とする解雇その他の不利益取扱いの禁止 等

※平成21年7月1日公布の改正法により拡充。施行日は原則として平成22年6月30日

事業主への支援・取組促進

次世代法に基づく事業主の取組推進

- 仕事と家庭を両立しやすい環境の整備等に関する行動計画の策定・公表・届出
（301人以上は義務、300人以下は努力義務※平成23年4月から101人以上は義務）
- 計画に定めた目標の達成など、一定の基準を満たした企業を認定（くるみんマーク）

助成金を通じた事業主への支援

- 事業所内保育施設、短時間勤務制度など、両立支援に取り組む事業主へ各種助成金を支給

表彰等による事業主の意識醸成

- 仕事と家庭のバランスに配慮した柔軟な働き方ができる企業を表彰（均等・両立推進企業表彰）
- 両立のしやすさを点検・評価するための「両立指標」の開発・普及

労働者への支援

保育ニーズへの対応

- 「子ども・子育てビジョン」の推進、延長保育や休日保育など多様な保育サービスの実施
- 放課後児童クラブの推進
- 急な保育ニーズへの対応として、「ファミリー・サポート・センター」の設置促進

育児等によりいったん離職した方への再就職・再就業支援

- 登録制による定期的な情報提供、個々の希望に応じた再就職プランの策定支援
- 「マザーズハローワーク」等で、担当者制によるきめ細かい相談等の支援

希望する方すべてが子育て等をしながら安心して働くことができる社会の実現

子ども・子育て新システムの基本制度案要綱

平成22年6月29日
少子化社会対策会議決定

【目的】 子ども・子育て新システムでは、以下のような社会を実現

- ◆ すべての子どもへの良質な成育環境を保障し、子どもを大切にする社会
- ◆ 出産・子育て・就労の希望がかなう社会
- ◆ 仕事と家庭の両立支援で、充実した生活ができる社会
- ◆ 新しい雇用の創出と、女性の就業促進で活力ある社会

【方針】 以下の方針のもとに、制度を構築

- ◆ 子ども・子育てを社会全体で支援
- ◆ 利用者（子どもと子育て家庭）本位を基本とし、すべての子ども・子育て家庭に必要な良質のサービスを提供
- ◆ 地域主権を前提とした住民の多様なニーズに応えるサービスの実現
- ◆ 政府の推進体制の一元化

【新システムとは】 以下のような新システムを実現

- ◆ 政府の推進体制・財源の一元化
- ◆ 社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担
- ◆ 基礎自治体（市町村）の重視
- ◆ 幼稚園・保育所の一体化
- ◆ 多様な保育サービスの提供
- ◆ ワーク・ライフ・バランスの実現

■ 23年通常国会に法案を提出、25年度の施行を目指す

※ 恒久財源を確保しながら25年度の本格施行に向けて段階的に実施
※ 待機児童解消対策、現金・現物給付の一体提供など、23年度から実施できるものは前倒しして実施
※ 成長戦略策定会議等との連携
※ 子ども・子育て包括交付金（仮称）をはじめ具体的な制度設計に当たっては、実施主体である地方が新システムを円滑に施行できるよう地方の意見を反映するとともに、地域主権戦略会議が進めている一括交付金の制度設計や国と地方の協議の場での議論との連携

制度設計のイメージ

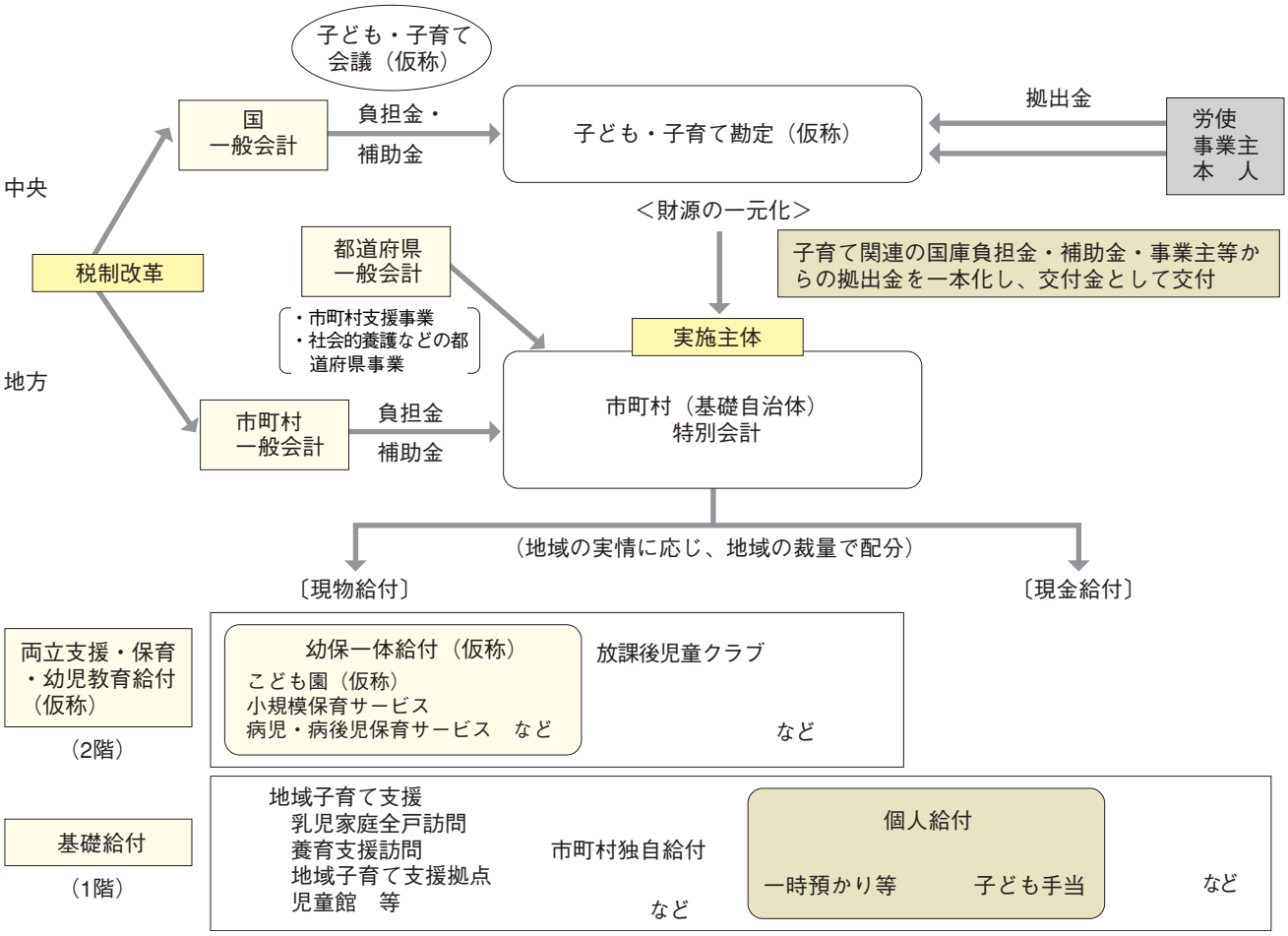

基本設計

…23年通常国会に法案を提出→25年度施行（財源確保しながら、23年度から段階的に実施）

■　子ども子育てを社会全体で支援する一元的な制度の構築～制度・財源・給付の一元化の実現～

○　国と都道府県の役割　～実施主体の市町村を重層的に支える仕組み～

【国】

- 新システムの制度設計
- 市町村への子ども・子育て包括交付金（仮称）の交付等、制度の円滑な運営のために必要な支援

【都道府県】

- 広域自治体として、市町村支援事業（広域調整、情報提供など）を実施
- 都道府県が主体となって行う事業を実施（社会的養護など）

○　市町村の権限と責務

- 自由度を持って、地域の実情に応じた給付設計
- 住民にサービス・給付を提供・確保

① 必要な子どもにサービス・給付を保障する責務
② 質の確保されたサービスの提供責務
③ 適切なサービスの確実な利用支援する責務
④ サービスの費用・給付の支払い責務
⑤ 計画的なサービス提供体制の確保・基盤整備責務

○　社会全体（国・地方・事業主・個人）による費用負担

- 両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）に、事業主・個人が拠出することを検討
- 国及び地方の恒久財源の確保を前提とした実施
- 子ども・子育て勘定（仮称）から、市町村が自由度を持って必要な給付を行うことができるよう、子ども・子育て包括交付金（仮称）として必要な費用を包括的に交付
- 市町村は、子ども・子育て特別会計（仮称）において、地域の実情に応じた給付を実施

○　子ども・子育て会議（仮称）の設置を検討

- 地方公共団体、労使代表を含む負担者、子育て当事者、ＮＰＯ等の子育て支援当事者等が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与することができる仕組みとして国に子ども・子育て会議（仮称）を設置することを検討

○　新システム実施体制の一元化

- 新システムを一元的に実施する子ども家庭省（仮称）の創設に向けて検討

※　ワーク・ライフ・バランスを推進する観点からの制度の検討

※　地方の自主性の発揮の観点から、可能な限り、地方の自由度を尊重する仕組み

給付設計

基礎給付（すべての子ども・子育て家庭支援）

個人給付

子ども手当（現金）

子育て支援（現物）（一時預かり等）

○　市町村による枠組みの下、個人の選択に基づく組み合わせ
○　市町村の選択で行う以下の仕組みを検討
　・学校給食費等として学校への支払い
　・子育て・教育サービス等の利用券方式

妊婦健診

その他の子育て支援

○　乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、児童館 等
○　新システムの事業として市町村の独自給付

両立支援・保育・幼児教育給付（仮称）

産前・産後・育児休業給付（仮称）
　・・・育児休業中の給付と保育サービスの切れ目ない保障

幼保一体給付（仮称）　・・・こども園（仮称）と多様な保育サービス

こども園＝幼保一体化

○　幼稚園・保育所の一体化（こども園（仮称））
○　給付の一体化・・・・幼保一体給付（仮称）
○　機能の一体化
　・こども指針（仮称）の創設（→すべてのこどもに質の高い幼児教育・保育を保障）
　・資格の共通化等
○　多様な事業主体の参入

多様な保育サービス

小規模保育サービス、短時間利用者向け保育サービス、早朝・夜間・休日保育サービス、事業所内保育サービス、広域保育サービス、病児・病後児保育サービス　等

放課後児童給付（仮称）

利用者の選択に基づく給付の保障

○　サービスの確実な保障＝市町村による認定
○　市町村関与の下、利用者と事業者の間の公的保育契約
○　市町村が適切なサービスの確実な利用を支援
○　利用者補助方式と公定価格を基本とした現物給付
　・・・サービスの多様化の観点を踏まえた柔軟な制度設計と多様なサービスの特性への配慮

多様な事業者の参入によるサービス基盤の整備

○　指定事業者の仕組みの導入（多様なサービス類型ごとの基準）
○　イコールフッティング
　・施設整備費の在り方の見直し、運営費の使途範囲の自由度の確保
○　撤退規制、情報開示等のルール化
○　質の向上の検討

（参考）　新たな次世代育成支援のための包括的・一元的制度設計に係る主要な子育て支援サービス・給付の拡充に必要な社会的追加コストの機械的試算

（ビジョンの最終年度（平成 26 年度）の姿）

追加所要額：約0.7兆円（平成26年度）【～約1.0兆円（平成29年度）】

制度改善を含めた機械的試算　約1.6兆円（平成26年度）【～約1.9兆円（平成29年度）】

※施設整備費を除く

H21～26の必要費用累計額
10兆
（現在の費用に量的拡大のみを加え粗く機械的に試算）

量的拡大試算

両立支援		すべての子育て家庭支援		その他（社会的養護）
【認可保育所等】	＋約3,000億	【一時預かり】	＋約800億	【社会的養護】
【放課後児童クラブ】	＋　約300億	【妊婦健診】	＋約700億（注3）	＋約200億
【育児休業給付】	＋約1,500億	【地域子育て支援拠点】	＋約200億	
【病児・病後児・休日・延長等】	＋　約200億			

制度的見直しを行うとした場合の機械的試算

○認可保育所の利用料１割とした場合　＋約6,900億
○育児休業給付・仮に給付率80%とした場合　＋約2,000億

※施設整備費　【保育サービス】＋約700億　【放課後児童クラブ】＋約100億　【社会的養護】＋約70億

※その他、上記試算に含まれない検討課題
施設整備補助の在り方、サービスの質の改善（職員配置、職員の処遇、専門性の確保等）

・注1　重点戦略における「仕事と生活の調和の実現と希望する結婚や出産・子育ての実現を支える給付・サービスの社会的なコストの推計」を置き換えたものである。
・注2　平成29年度の額は、さらに女性の就業率上昇等が進んだ場合の必要額。
・注3　平成22年度まで財源措置されている14回分の費用負担のうち、平成20年度第2次補正で拡充された9回分を継続した場合。
・注4　育児休業給付については、現在実施している雇用保険制度からの給付として試算したものではない。
・注5　放課後対策においては、「放課後子どもプラン」(放課後児童クラブ、放課後子ども教室）などの取組が広く全国の小学校区で実施されるよう促す。
・注6　幼児教育と保育の総合的な提供（幼保一体化）の在り方の検討により、数値は変動する。
・注7　ビジョン期間中の費用は、現在の費用に量的拡大分のみを加えて、粗く機械的に試算すると、おおよそ、施設整備費で約0.3兆円となる。